

令和 3 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 2 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和3年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会
(第2回) 議事録

1. 令和3年10月21日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員 中谷 政人	2 番議員 北尾 学
3 番議員 山本 景	4 番議員 岡田 伴昌
5 番議員 久保田 哲	6 番議員 友井 健二
7 番議員 大矢 克巳	8 番議員 藤本美佐子
9 番議員 森本 勉	10 番議員 島 弘一
11 番議員 岸田 敦子	12 番議員 小原 達朗

1. 欠席議員次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条による出席者次のとおり

管理者 東 修平
副管理者 黒田 実
事務局長 奥田 浩樹
事務局次長兼会計課長 太田 広治
事務局副参事 谷辻 和彦
総務課長 木邨 信吉
施設課長 上村 悟司
四條畷市市民生活部長 山本 良弘
交野市環境部長 濱中 嘉之

1. 事務局出席者次のとおり

書記 井上 政明

1. 議事日程次のとおり

日程第1	議席の指定について
日程第2	会議録署名議員指名
日程第3	会期決定について
日程第4 議会選挙第2号	議長の選挙について
日程第5 報告第1号	令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計継続費精算報告書について

日程第6	認定第1号	令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定につ
		いて
日程第7		一般質問

(時に 13 時 59 分)

1. 副 議 長 (小原達朗君) こんにちは。定刻前ではございますけれども、皆様お揃いでございますのではじめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 副 議 長 (小原達朗君) それではただ今より始めさせていただきます。

改めまして皆様こんにちは。

本日は四條畷市交野市清掃施設組合議会第 2 回定例会が招集されましたところ議員各位におかれましては、何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議会は交野市の役員改選の関係上、議長が不在となっております。つきましては、地方自治法第 106 条第 1 項の規程により、議長選出までの間、議長を努めさせていただきます、副議長の小原達朗でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、役員改選に伴い 9 月 2 日付けにて、副議長あてに交野市より選出の派遣議員さんより辞職願の提出があり、同日付けにて辞職を許可いたしましたので、会議規則第 80 条第 3 項及び第 81 条第 2 項の規定によりご報告を申し上げます。

なお、役員改選につきまして、中谷政人議員、北尾学議員、山本景議員、岡田伴昌議員、久保田哲議員は引き続きご就任をいただきしており、藤田茉莉議員に代わりまして、新たに友井健二議員がご就任されましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

ただ今から、令和 3 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 2 回を開会いたします。開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思っております。管理者。

1. 管 理 者 (東 修平君) はい。四條畷市交野市清掃施設組合議会第 2 回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。先ほど小原達朗副議長からご報告がございましたとおり交野市議会の役員改選によりましてご就任いただく議員のご報告がございましたが、引き続きご就任を頂いた議員の皆様方。また新たにご就任いただきました議員の皆様には、今後とも本組合の運営にお力添えをいただきますようよろしくお願い申し上げます。

さて第 2 回定例会にご提案申し上げております案件は、議会におきましては、新たに交野市からの派遣議員のご就任に伴います議長の選挙を、また私どもからは報告案件 1 件と令和 2 年度本組合会計の歳出歳入決算認定についてお願いを申し上げます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。以上誠に簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1. 副 議 長 (小原達朗君) ありがとうございます。それでは、次に事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長 (奥田浩樹君) はい。それではご報告申し上げます。

本日の会議におけます議員の出席状況につきまして、ご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。

次に前臨時会閉会后本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。

去る 8 月 31 日には 7 月分の、9 月 30 日には 8 月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果

報告書が議長及び副議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただいております。

なお検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告を申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 副議長（小原達朗君） 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、会議規則第4条第1項の規定により議長において議席指定を申し上げます。ただ今の席を議席といたしますので、ご了承をいただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。それでは、議席指定を申し上げます。

1番中谷政人議員、2番北尾学議員、3番山本景議員、4番岡田伴昌議員、5番久保田哲議員、6番友井健二議員、7番大矢克巳議員、8番藤本美佐子議員、9番森本勉議員、10番島弘一議員、11番岸田敦子議員、12番小原達朗議員、以上の議席をもって決定いたします。

ここで、議案書の差し替えをさせていただきます。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第2、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により議長において指名申し上げます。9番森本勉議員、10番島弘一議員を指名いたします。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第3、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和3年10月21日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

1. 副議長（小原達朗君） 日程第4、議会選挙第2号議長の選挙についてを議題といたします。

なお、本組合議会申し合わせ事項によりまして、議長は交野市、副議長は四條畷市となっております。本件の議長選挙につきましては、交野市の派遣議員の中からご推挙願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 副議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。議長の選挙について、交野市の中谷政人議員からご報告をお願いいたします。

1. 1番議員（中谷政人君） はい。交野市の中谷政人でございます。議長の選挙の件につきまして協議をいたしました結果、議長には交野市から岡田伴昌議員を推挙いたしますのでよろしく願い申し上げます。

1. 副議長（小原達朗君） ただ今、交野市の中谷政人議員よりご報告がありましたとおりで議長には岡田伴昌議員をご推挙されました。ここでお諮りいたします。議会選挙第2号議長の選挙については、ただ今ご推挙されました岡田伴昌議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

1. 全 員 異議なし。

1. 副議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって、議会選挙第2号議長の選挙については、

推挙のとおり当選されました。

本日付けにて岡田伴昌議員を議長として告知申し上げます。それでは、岡田伴昌議員に、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

1. 議長（岡田伴昌君） ただ今議長にご推挙いただきました交野市の岡田伴昌です。四交組合として市民の安心の為、施設の運転にしっかりと携わっていただけるようよろしくをお願いいたします。また議員の皆様、管理者の皆様におかれましても、どうかご指導ご鞭撻のほど、よろしくをお願いいたしまして議長就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

1. 副議長（小原達朗君） ありがとうございます。皆様には何かとご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは新しい議長と交代をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

1. 議長（岡田伴昌君） それでは、議事を続行させていただきます。日程第5、報告第1号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合理計継続費精算報告書についてを議題といたします。朗読は省略いたします。理事者より継続費精算報告書の内容説明をさせていただきます。事務局次長。

1. 事務局次長（太田広治君） はい。ただいま議題となりました、報告第1号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合理計継続費精算報告書につきましてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが議案書の報告第1号をご覧くださいと存じます。

令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合理計継続費精算報告書についてでございますが、地方自治法第292条の規定において準用する同法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、令和2年度で継続年度で終了いたしましたので報告するものでございます。それでは内容のご説明を申し上げますので、次のページをご覧くださいと存じます。

（款）施設費（項）施設費 事業名 清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務でございますが、この事業は令和元年度から令和2年度にかけての2か年の継続事業となっております。全体計画の2か年の計でございますが、年割額4,180万円となっており、その財源内訳につきましては、一般財源で同額の4,180万円。次に右の欄の実績でございますが、支出済額につきましても同額の4,180万円となっており、その財源内訳につきましても、一般財源で同額の4,180万円となっております。

次にその右の欄の比較でございますが、年割額と支出済額の差は0円となっておりその財源内訳につきましても一般財源で同様に0円となっております。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 内容説明はお聞きの次第でございます。この際でございますので、なにかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（岡田伴昌君） ないようでございますので、以上をもって報告第1号の報告を終了いたします。

1. 議長（岡田伴昌君） 日程第6、認定第1号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合理計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。

1. 事務局（太田広治君） （議案書にて朗読）

1. 議長（岡田伴昌君） 朗読が終わりましたので、理事者より決算書の内容説明をいたさせます。事務局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました、認定第1号令和2年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容につきまして、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。事項別明細書の歳入の部から順次ご説明を申し上げますので、おそれ入りますが10ページ、11ページをご覧くださいと存じます。

まず歳入でございますが、(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 清掃施設組合分担金でございますが、予算現額15億3,959万9,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の15億3,959万9,000円となっております。内訳といたしましては、四條畷市から約44.93%に相当する6億9,176万円を、交野市から約55.07%に相当する8億4,783万9,000円をそれぞれご負担いただいております。

次に、(款) (項) (目) 繰越金でございますが、予算現額3,196万1,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の3,196万1,140円となっております。内訳といたしましては、前年度繰越金2,576万140円、継続費通次繰越金620万1,000円でございます。

次に、(款) 使用料及び手数料でございますが、予算現額154万5,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の151万39円となっております。

次に、(項) 使用料 (目) 総務費使用料でございますが、予算現額153万5,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の150万2,029円となっており、行政財産目的外使用料として収入したものでございます。

次に、12ページ、13ページをご覧くださいと存じます。

(項) 手数料 (目) 衛生費手数料でございますが、予算現額1万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の8,010円となっており構成両市のごみ処理証紙販売手数料として収入したものでございます。

次に、(款) 諸収入、(項) (目) 雑入でございますが、予算現額1億475万2,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の1億976万8,164円となっております。その主な内容は、総務費諸収入といたしまして個人年金共済運営費をはじめとする事務取扱い事務費、太陽光発電電力売払金などで、衛生費諸収入といたしましては、ごみ処理証紙売払金、有価物売払金、ごみ発電余剰電力売払金などがございます。

次に、14ページ、15ページをご覧くださいと存じます。

(款) (項) 組合債でございますが、予算現額380万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の380万円となっております。

次に、(目) 衛生費でございますが、予算現額270万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の270万円となっており、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業費として270万円を借り入れたものでございます。

次に、(目) 災害復旧事業債でございますが、予算現額100万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の110万円となっており、大阪湾広域廃棄物埋立処分場災害復旧事業債として110万円を借り入れたものでございます。

以上の内容により、令和2年度会計の歳入合計は、予算現額16億8,165万7,000円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の16億8,663万8,343円となったものでございます。

申し訳ございません。先ほどの(目) 災害復旧事業債でございますが、もう一度申し上げてさせて

いただきます。予算現額 110 万円に対しまして、調定額、収入済額いずれも同額の 110 万円となっており、大阪湾広域廃棄物埋立処分場災害復旧事業債として 110 万円を借り入れたものでございます。申し訳ございませんでした。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので 16 ページ、17 ページをご覧くださいと存じます。

それでは歳出でございます。(款) (項) 議会費 (目) 組合議会費でございますが、予算現額 259 万 6,000 円に対しまして、184 万 9,213 円を支出し、74 万 6,787 円の不用額となっております。主な支出の内容でございますが、報酬で 179 万 9,213 円となっております。

次に、(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございます。予算現額 1 億 4,064 万 4,000 円に対しまして、1 億 3,704 万 2,831 円を支出し、360 万 1,169 円の不用額となっております。

主な支出の内容でございますが、まず、2 給料では、職員 7 人分の給料として、3,025 万 800 円を始め、18 ページ、19 ページをご覧くださいと存じます。3 職員手当等で、4,275 万 7,566 円を、4 共済費で 1,068 万 9,048 円を支出いたしております。

次に、20 ページ、21 ページをご覧くださいと存じます。

10 需用費では、消耗品や燃料費などで 161 万 3,673 円を、11 役務費では、通信運搬費、火災保険料などで 208 万 687 円の支出をいたしております。

次に、12 委託料では 2,360 万 3,273 円の支出をいたしており、その主な内容は、警備防災業務、計量事務等業務、22 ページ、23 ページをご覧くださいと存じます。場内除草作業業務、庁舎管理業務などでございます。

次に、13 使用料及び賃借料では、237 万 2,871 円を支出しており、その主な内容は、複写機借上料、OA 機器借上料などでございます。

次に、18 負担金、補助及び交付金では、2,263 万 4,473 円を支出いたしており、その主な内容は、全国都市監査委員会等及び全国公平委員会等の負担金や、全国都市清掃会議の負担金、24 ページ、25 ページをご覧くださいと存じます。構成両市からの派遣職員の給料等に係る負担金などでございます。

次に、26 公課費では、33 万 8,600 円を支出いたしており、その内容は自動車重量税と公害健康被害の補償等の関する法律に基づきます汚染負荷量賦課金でございます。

次に (款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございます。予算現額 7 億 7,565 万 4,000 円に対しまして、7 億 5,738 万 9,935 円を支出し、1,826 万 4,065 円の不用額となっております。その支出の主な内容でございますが、2 給料では、再任用及び任期付職員を含む 33 人の給料 9,634 万 9,630 円を始め、職員手当等で 7,078 万 1,986 円、26 ページ、27 ページをご覧くださいと存じます。

4 共済費で、3,297 万 6,022 円を支出いたしております。

次に、10 需用費では、公害対策薬品を含む消耗品費、光熱水費、修繕料などで、8,675 万 5,677 円を支出いたしております。

次に、12 委託料では、4 億 6,630 万 7,137 円を支出いたしており、その主な内容は、フェニックスへの焼却灰等搬送業務及び埋立処分、その他ビンやガラス瓶残渣の再資源化業務、乾電池の運搬、28 ページ、29 ページをご覧くださいと存じます。乾電池処分、蛍光灯運搬及び処分、ばいじん等ダイオキシン類測定業務、新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査業務、ごみ処理施設及び機器等

点検整備業務、30 ページ、31 ページをご覧いただきたいと存じます。ボイラー及び冷却水系水質分析管理業務、焼却炉清掃業務、リサイクル施設運転管理等業務、ごみ処理施設精密機能検査業務、ごみ処理施設運転監視業務などがございます。

次に、15 原材料では補修用等の資材購入費としまして、4 万 293 円を支出いたしております。

次に、32 ページ、33 ページをご覧いただきたいと存じます。

18 負担金、補助及び交付金でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金、大阪湾広域廃棄物埋立処分場災害復旧事業負担金、環境保全負担金で 416 万 9,000 円を支出いたしております。

次に、(款) (項) 施設費 (目) 旧施設解体準備費でございますが、委託料で 4,092 万円を支出いたしており、その内容は、清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務でございます。

次に、(款) (項) 公債費でございますが、予算現額 7 億 2,084 万 3,000 円に対しまして、公債費の元利償還費として、7 億 2,082 万 2,599 円を支出いたしており、元金は 7 億 44 万 4,782 円、34 ページ、35 ページをご覧いただきたいと存じます。

利子は、2,037 万 7,817 円となっております。

次に、(款) (項) (目) 予備費でございますが、予算現額 100 万円につきましては、充当はなく全額不用額となったものでございます。

以上により、令和 2 年度会計の歳出合計は予算現額 16 億 8,165 万 7,000 円に対し、16 億 5,802 万 4,578 円の支出となり、差し引き 2,363 万 2,422 円が不用額となったものでございます。

次に、37 ページをご覧いただきたいと存じます。実質収支に関する調査でございますが、先ほど、ご説明いたしましたとおり、歳入総額 16 億 8,663 万 8,000 円に対しまして、歳出総額 16 億 5,802 万 5,000 円の支出となり、歳入歳出差引額は 2,861 万 3,000 円となり翌年度へ繰り越すべき財源もなく、実質収支額が 2,861 万 3,000 円となったものでございます。

次に、38 ページ、39 ページをご覧いただきたいと存じます。

財産に関する調書でございますが、公有財産の (1) 土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、40 ページをご覧いただきたいと存じます。(2) 物品につきましても、決算年度中での増減はございませんでした。

なお、本決算書の 2 ページから 5 ページにかけましての歳入歳出の決算数値につきましては、ただいまの事項別明細書の説明をもちまして説明とさせていただきます。

また、決算書に合わせまして、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 5 項の規定により、事務事業の成果を説明する書類として、令和 2 年度主要な施策の実績報告書をお手元にお届けいたしております。合わせてご覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、認定第 1 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご認定をいただきますようお願い申し上げます。

1. 議長(岡田伴昌君) 決算書の内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。ただ今から順次質疑を許可します。11 番岸田敦子議員。

1.11 番議員(岸田敦子君) はい。では大きく3点について通告に従いまして質問させていただきます。

まず1点目は、太陽光発電とごみ発電による売り払い金についてをお伺いします。決算書13ページに、太陽光発電電力売払金が379万8,392円、ごみ発電余剰電力売払金が9,112万1,099円計上されています。この前年度の余剰電力売払金は6,978万円で、2,100万円ほど増額になっています。この増額理由をお聞かせください。

大きく2点目は、決算書33ページの清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務委託についてお伺いします。土壌汚染状況調査については、今年3月25日に議会に説明がありました。昨年度に説明がなされておりましたので、その後の経過について説明を求めたいと思います。まず大阪府の区域指定はどうになりましたか、土壌汚染調査の結果や解体工事の住民への説明・周知はどうされたか、また住民の反応はどうだったかお伺いします。跡地利用の検討状況をお聞かせ下さい。

大きく3点目に、ごみ処理施設の管理運営方式の決定、実施計画案についてをお伺いします。実績報告書の13ページ冒頭に、本施設の管理運営方式をこの年度に決定し、実施計画案を作成したとあります。実施計画案の主な内容・方向性について改めて説明を求めます。

次に、今年3月定例会の交野市の藤田議員とのダブルコスト、二重経費問題に関するやり取りを確認しますと、「基幹的改良 DBO 事業で VFM が3%以上の場合に事業費の削減効果が見込まれており」というような答弁がありました。しかし、令和元年度11月に出された検討報告書では、VFMが3%を超えるパターンはありませんでしたが、それでも管理運営方式を民間委託することに決定した理由をお聞かせください。

次に、リサイクル施設の委託料が、労務単価が上がったために昨年度と今年度で約2,400万円の増額となった例のように、管理運営方式においても、今後労務単価が上がるなど、社会情勢が変化した場合、事業費総額は予測通りにいかないという認識でよろしいでしょうか。

次に、昨年度の補正予算の質問の時に、周辺住民への説明がどうなるかとの問いに、「契約で、周辺地域の皆様との約束した環境保全協定などを遵守することなど条件をつけていく考え」というふうに答弁され、住民への説明に対する質問に正面から答えていただけませんでした。それ以上は質問ができなかったため改めて確認いたします。管理委託した場合、住民の説明はどうするか、答弁を求めます。

最後に、管理運営方式を長期包括委託とする場合、特定目的会社が前提となり、これも昨年10月議会の答弁で「事業の独立性を保ち、事業破綻等のリスクを回避するには特別目的会社の設置が望ましい」と説明されました。リスク回避が可能な分、経費がかかると考えたらいいですか、リスク回避分の経費はどの程度と試算されていますか、答弁を求めます。

1. 議長(岡田伴昌君) 奥田局長。

1. 事務局長(奥田浩樹君) はい。ただ今岸田議員の方から大きく3点のご質問がありました。順次答弁を申し上げます。

まず、1点目の余剰電力売払金の増額の主な理由といたしましては、ごみ処理量が前年度に比べ増加したことやごみ質により発電量が増加したことに伴う売電量の増に加えまして、非バイオマス発電の売り払い単価が上がったことによるものでございます。

次に、2点目の1つ目の区域指定についてでございますが、土壌汚染調査結果、清滝ごみ焼却施設の敷地の一部において鉛、砒素、ふっ素、水銀が基準値を超過しており、令和3年6月11日に、大

阪府から府条例第 81 条の 12 第 1 項に基づく要届出管理区域に指定されました。

次に、2 点目の 2 つ目の土壌汚染調査の結果や煙突解体工事についてでございますが、清滝地区の代表の方や清滝ごみ焼却施設環境保全連絡会にご説明してまいりました。いただいたご意見についてでございますが、土壌汚染につきましては、井戸水や田んぼへの影響に対する意見がございましたが、周辺住民への健康影響はないものをご説明を申し上げてまいりました。

煙突解体工事につきましては、除染水や粉じんへの対応、解体廃棄物の搬送に関するご意見のほか、工事に関する地区回覧のご要望がございましたが、法令遵守により安全かつ適切な解体工事を実施することのご説明を申し上げ、また、工事のお知らせの地区回覧を実施させていただきました。また、近隣住民の方などにも同様のチラシを配布させていただいております。

次に、2 点目の 3 つ目の跡地利用の検討状況でございますが、清滝ごみ焼却施設解体工事に、跡地利用を含め、組合、交野市及び四條畷市が一体となって、財政負担低減策を見出すために、組合、交野市、四條畷市の三者において、清滝ごみ焼却施設の跡地検討委員会を令和 3 年 2 月に設置し、この間 6 回の検討委員会を開催しております。検討委員会におきまして、跡地利用に係る全国事例調査や両市及び組合において跡地利用案などを検討し、関係機関との確認を行いながら進めているところでございます。また、併せてどのような交付金、補助金及び起債の制度があり活用ができるかなども検討中でございます。

次に、3 点目の 1 つ目の実施計画案の内容についてでございますが、本組合のごみ処理施設の令和 4 年度から 18 年度における管理運営方式を決定しましたので、それに係る実施計画案を作成しましたことから、本年 3 月に議員の皆さまにご説明をさせていただいております。

その内容は、ごみ処理施設の運転管理を委託しようとするものであり、事務及び技術の継承を行いながら事業が無理なくソフトランディングできるように検討したもので、令和 4 年度から 6 年度を第 I 期として、3 年間の短期運転管理委託、令和 7 年度から 11 年度を第 II 期として、5 年間の長期運転管理委託、令和 12 年度から 18 年度を第 III 期として 7 年間の長期運転管理委託又は長期包括委託するものであります。

第 II 期の間において、第 III 期の長期運転管理委託又は長期包括委託については、長期包括委託を行う場合の委託範囲、委託業者の意思確認など必要な事項を検討し、適切な時期に判断することとなっております。

また、この間に配置転換する必要がある職員については、四條畷市又は交野市へ派遣することとなっております。

社会情勢やごみ処理施設の動向など取り巻く環境の変化に応じて、ごみ処理施設の管理運営方式を見直す必要が生じた場合は、併せてこの実施計画の見直しも行うことになってございます。

次に、3 点目の 2 つ目の管理運営方式の決定した理由でございますが、まず検討報告書の VFM と、藤田議員さんのお話の中でありました、将来の基幹的改良 DBO の VFM とは定義が異なっておりますことをまず申し上げさせていただきたいと存じます。その上で管理運営方式に決定した理由につきましては、検討報告書、審議会答申を踏まえたものでございます。

次に、3 点目の 3 つ目の事業費総額についてでございますが、ごみ処理施設の管理運営方式のとおりに、民間へ委託していくことになると、労務単価が上がれば委託費用も上がるかもわかりませんが、その比較対象となる職員の賃金も上がることになるとし、社会情勢の変化は労務単価

だけではなく、ごみ処理の方法など様々な要因があり、上がる経費もあれば下がる経費もあると思われまますので、事業費総額の変動もありえると考えております。

次に、3点目の4つ目の住民への説明についてでございます。令和2年10月15日のご質問につきましては、業者選定の条件に係るものとしてご答弁を申し上げておりましたが、何か問題が起これば、周辺地域住民の方々にもご説明させていただく考えでございます。

次に、3点目の5つ目のリスク回避分の経費についてでございますが、令和2年10月15日でもご答弁申し上げておりますように、特定目的会社を設立するデメリットは、設置しない場合より経費が増大することがあります。このことから特定目的会社を設置することにより、事業の独立性を保ち、事業破綻等のリスクを回避できるということになりますので、設立に関する経費がかかるということになりますが、リスク回避にかかる経費につきましては、本組合ではわかりかねます。

以上でございます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 議 長（岡田伴昌君） 11番岸田敦子議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。色々多岐にわたりまして、ご答弁頂きありがとうございます。では、それぞれ再質問させていただきます。

まず太陽光発電、ごみ発電による売払金、先ほどのご答弁はごみ量が増加したというご答弁でしたが、実績報告書の7ページから8ページの年度別ごみ量を確認すると、前年度に比べてごみ量は約224 t減っています。それなのに、ごみ量が増加したと答弁された根拠と非バイオマス発電の売払単価をここ3年の経年変化を教えてくださいたいと思います。

そして清滝のごみ焼却施設の件ですが、跡地利用については今のご答弁では検討中でまだ何も明らかにされないとこの後の一般質問では分かりませんが、活用方法があればいいんですけども有効な活用が出来るかというのは、私も若干疑問は感じております。また汚染物質や工事説明については今後の話でもあり、次回以降でも取り上げますが、とりあえず再質問として以下の2点への答弁を求めたいと思います。

清滝焼却場の下の方の土地には、まだかなり田んぼが残っております。先ほど井戸水や田んぼへの影響を懸念する声が聞かれたというのはもっともで、健康に影響はないというふうに説明されたということですが、どのような根拠を持って説明されたのか教えてください。河川への影響がないと言い切れる根拠を述べていただきたいと思います。

また、住民説明は清滝地区の住民へはということでしたが、清滝焼却場から近い地区としては逢阪や清滝府営住宅もあります。それらの地区への説明もすべきだと考えますが、今後の説明も含めてどう考えていますか。

最後の民間委託の問題ですが、社会情勢の変化によって経費が変わることは予測困難という事は一定理解は致しますが、民間委託の経費は将来変動する可能性があるというのはおさえておかなければならない点だと思います。加えてリスク回避の経費は不透明という事です。この部分が実際にどうなるか落札したときとその後の協議で変化するという事は視察に行った高座清掃施設組合でも聞いたことです。経費の変動は委託後も発生する問題であるということもおさえておかなければならないと思っております。

その上で1点再質問いたします。ダブルコストに関する質問での検討報告書のVFMと将来の基幹的改良DBO事業のVFMとは定義が異なっているとのご答弁がありましたけれども、異なる定義の説

明を求めます。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。3点ほどございまして、まず1点目の1つ目のごみ量が増加した根拠についてでございますが、実績報告書7ページの年度別ごみ処理量は、ごみの搬入量でございますが、前年度に比べて減っておりますが、ご答弁申し上げましたごみ処理量につきましては、実績報告書39ページの熱回収施設のごみ処理量を申し上げており、令和2年度につきましては、元年度から783.73トン増加しております。

次に、1点目の2つ目の非バイオマス売電の売払単価のここ3年の経年変化についてでございますが、令和元年度につきましては、9月までが税込み5.6円、10月からは、消費税のアップに伴いまして、5.7円となっております、令和2年度が税込みの7.81円、令和3年度が税込みの6.44円となっております。

次に、2つ目の1つ目の健康への影響はないという根拠についてでございますが、清滝ごみ焼却施設の敷地につきましては、府生環条例第81条の4第1項に基づく土壤汚染状況調査の結果を踏まえ、大阪府より要届出管理区域に指定されました。健康影響につきましては、大阪府から敷地の周辺に地下水の飲用利用は無く、敷地は一般の人が立ち入らないように管理されていることから、周辺住民への健康はないものと考えられるとのご判断をいただいております。

次に、2点目の2つ目の逢阪や清滝府営住宅への説明についてでございますが、直近であります逢阪地区や上清滝地区へは工事のお知らせのチラシを配布してございます。また合わせて組合のホームページでも同様の内容を掲載しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の異なる定義でございますが、まず、検討報告書のVFMにつきましては、令和18年度までの期間で現在と同じ直営のパターンに対する、その他の運転管理委託のパターンのVFMを算出したものでございます。もう1個の将来の基幹的改良DBO事業のVFMにつきましては、審議会において議論いたしました、職員が両市へ身分移管できない場合、組合職員に係る人件費と委託料の令和18年度までのダブルコストが、令和19年度以降に基幹的改良DBO事業を実施した場合に解消できるVFMの値を算出したものでございます。以上でございます。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 議長（岡田伴昌君） これにて岸田敦子議員の議案質疑を終結します。続きまして2番北尾学議員。

1. 2番議員（北尾 学君） はい。交野市選出の北尾学です。33ページの清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務委託料について2点お聞きします。

昨年度の3月25日、旧炉施設の土壤汚染状況の結果が説明されました。ダイオキシン類は基準値内でしたが、砒素、フッ素、水銀、鉛が基準値を超えたとの報告でした。また、6月11日の報告の資料では周辺への影響は対象地周辺に地下水の飲用水は無いので周辺地域への健康影響はないとされています。しかしこうした基準値を超えた化学物質が地下水へ流入すれば、環境破壊へつながることが心配されます。四交組合として地域環境の保全のために、地下水流入をストップさせる手立てが必要と考えますか、お聞きします。

2つ目。今年5月11日の資料を見ると、地下ピットでダイオキシンの値が900のところ5ヶ所あります。他の状況調査結果と比較すれば、900という結果は基準値内だとしてもかなり高い値と考

えます。地域住民の安心安全の確保のためには、何らかの土壌改良の対応が必要だと考えますが、四交組合の考えをお聞きします。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。清滝ごみ焼却施設解体工事計画書等作成業務委託につきまして順次お答え申し上げます。

まず1点目でございますが、土壌汚染状況調査の結果、周辺住民への健康影響がある場合は、要措置区域に指定され、汚染の除去等の措置を講じることが必要になりますが、清滝ごみ焼却施設の敷地につきましては、地下水の飲用利用は無いので周辺住民への健康影響はないことから、要届出管理区域に指定されております。

現時点におきましては法に基づき対応をしてまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に2点目でございますが、基準値以内でありますことから、対応の必要性はないものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 2番北尾議員。

1. 2番議員（北尾 学君） 1つ目の質問の答弁では、地下水の飲用利用は無いので周辺住民への影響はない、法に基づき対応する、といわれましたが、要は、何もしないという事なのか、それとも何か法に基づいて土壌汚染の改良を行うということなのか、具体的に、明確にお答えください。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。法に基づく対応につきましては、今後解体工事等で、届出管理区域の区域内において、土地の形質の変更をしようとする場合につきましては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の13第1項の規定により、要着手する日の14日前までに、当該土地の形質の変更の内容等について届出を行うことが必要となります。

現状は、万能塀を設置しており一般市民が立入出来ないこと、当該箇所はアスファルトやコンクリートで覆われているなど直接摂取のリスクがないような対応をとっておりますのでこのまま土地の形質の変更をしない場合につきましては、現時点では、法に基づいた対応は必要ございません。以上でございます。

1. 2番議員（北尾 学君） 議長。発言の許可をお願いします。

1. 議長（岡田伴昌君） 会議規則第49条の規定により質疑は同一議員につき同一議題について2回を超える事が出来ないととなっております。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないという事になっておりますので、議長においてこの質疑を認めます。2番北尾議員。

1. 2番議員（北尾 学君） ありがとうございます。それでは意見を述べさせていただきます。

砒素、フッ素、水銀、鉛は基準値を超えています。そしてダイオキシン類では900という数値が出た5地点では他の計測地点と比較すれば特段高い数値となっております。飲料利用していないから大丈夫、基準値内だから対応は必要ないという事が本当に近隣住民の理解を得られるのかが疑問です。雨が降りその雨水が土壌にしみこみ、汚染物質が混ざった雨水が地下水と混ざり農地利用される可能性、また、植物の生育阻害等の生態系への影響など、直接は口にされないにしても近隣住民の暮らしや地域環境に影響を及ぼすことが本当はないのか今回の答弁はその不安は解消出来ません。地域住民の安心、安全を最優先に対応して頂くことは当然として、きめ細かなこまやかな情報開示と科学的

根拠に基づいた丁寧な説明がされることを求めて終わります。ありがとうございました。

1. 議長（岡田伴昌君） これにて北尾学議員の議員質疑を終結します。他に質疑はございませんか。
1. 3番議員（山本 景君） はい。
1. 議長（岡田伴昌君） 議会申し合わせ事項により議案質疑は基本的には組合議会の2日前までに、質疑の趣旨を記載の上、発言通告書を議長に提出しなければならないとなっておりますが発言通告書を提出していないものは、提出したものが全て発言が終わった後に議長の許可を得てから発言する事が出来るとなっておりますので、許可をいたします。3番山本景議員。
1. 3番議員（山本 景君） はい。私から3点指摘をいたしますが、まず、冒頭にでございますのが、先週のことでございます。事務局から私に電話がございました。一般質問についてはなにせ、今週の月曜日までであるという電話があつて、その後待っていたら議案書等がくるのかなというふうに思っておりましたけれども、待てど暮らせど全く届かずに、こちらから確認の電話をいたしましたところ、事務局がなんていったかというたら、いやもうボックスに入れたと、もうそれで終わらだ。それは申し合わせ事項でそうなっていると、そういう話がございました。確かに申し合わせ事項ではそうってはおりますが、それより申し合わせ事項を盾にこういった対応を取るんだつたら、こちらとしても一定こういった議案質疑については義務ではございませんので、一旦通告なしにて質疑を行うということ連絡の上、本日3点の質疑を行いますので、なにとぞそういった経緯がありますのでご容赦、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

私からはですね、決算書のところから2点。まず、31 ページのところで見なくても、申しますけれどもリサイクル施設の管理業務委託に1億7,000万の費用が発生している一方で、13 ページを拝見しますと有価物売払金として1,400万の収入を得ておりますが、これ見方によっては1億7,000万の多額の税金を投じて、たったこれ1,400万しかリサイクル出来ていない。この下にごみ発電のところのあるんですけど9,000万もらっているから、多少採算が取れているという見方もできます。

ただ、このリサイクルのあり方として果たしてどうなのか。多額の税を投じて、しかしその一方でその半分程度しかリサイクル出来ていないという、うがった見方も出来ませんが、どのように考えるのかご所見をお伺いをいたします。

2点目といたしましては、29 ページのところ、このごみ処理施設の設備及び機器等点検管理業務委託、これも非常に大きい金額で1億6,000万。毎年この施設が出来てから、当然委託料は、払わざるを得ない、入札も実施なさっているというふうに聞いておりますけれども、こういった多額の維持管理がかかるという事を考慮して事前にはかった上で、入札等そこを含んで入札をしているかどうか。要は、私システムとかかなり長く携わる機会がございました。一旦安く納入をして、その後の維持管理は多額のお金を請求して、そこで収益を上げるというビジネスモデルもあります。このように毎年多額のお金が入ることまで考慮して入札の実施をしているのかをお伺いをいたします。

3点目としては、まあ衛生にさらにかなり関わる所ではございますけれども、ここの歳入歳出決算審査意見書の方に分かりやすい資料が出ていてここの歳出のところ、過年度、過去5年分の歳出決算額が出ております。議会費とか総務費とかこれほとんど変わってないです。公債費について

は当然新しい施設を建てているので、当然費用が増えるのはよく分かるんですけども、衛生費と比べると、この平成 28 年、平成 29 年、これ 3 億円台であったものがこの施設が出来てから大体これ 6 億、7 億円台の多額の費用を要しております。これ 4 億円程度、衛生費が増えております。なぜここまで衛生費がこの施設の設備のお金を除いたところでこの 4 億円を増えるのか、その理由をお聞かせください。以上 3 点について指摘を行います。以上です。

1. 議 長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 3 点ご質問がありました。

1 点目は、リサイクル施設の費用がかかっているということで、歳入で入ってきているけれども、どう考えるというところでございますけれども、まずこの施設、建設にあたりまして、可燃ごみそれと粗大ごみ、それと缶、ビンなどを処理していくということでリサイクル施設というのは、やはりリサイクルを推進していくということでこれまでは両市さんの方で、缶、ビン等の又は粗大の処理というのをされておったんですけども、組合の方ですということになっておりますので、今後も同じような考え方でリサイクル施設については必要というふうに考えております。

2 点目の機器の点検整備の費用が多額になっているということで、その質問の意図が分かりにくかったんですけども、元々施設を建設するときの入札につきましては、総合評価で入札をさせていただいております。このごみ処理施設の設備及び機器点検整備委託料につきましても、入札を一応させていただいております。だから元々、先ほど山本議員さんが申されました、そういった最初が安くて、後でこの費用が高いというような話を考慮しているのかということでございますけれども、全く別物という考え方で入札の方をさせていただいております。

それと 3 点目が、衛生費が平成 28 年から令和 2 年度まで年々増えていっていると衛生費の方が増えていっていると、で旧炉と比べると新炉の方が増えていっているということでございますけれども、こちらの方につきましては旧炉におきましては先ほどもありましたようにごみの焼却のみということでこちらの新しい施設ではリサイクル施設を設置してございますので、当然それに係る費用が掛かってくると。で、施設に係る経費につきましては衛生費の方で計上させていただいておりますので増えてくるというような認識でございます。以上でございます。

1. 議 長（岡田伴昌君） 3 番山本議員。

1. 3 番議員（山本 景君） これ答弁の内の 3 点目のところで 4 億円増えているところの内訳で、確かにおっしゃる通り、リサイクルの施設の費用で 1 億 7,000 万かかっているのと、あともう 1 個、この施設の維持管理のところで、1 億 6,000 万かかっているところであります。おおよそそこで説明がつくのかなという事で納得がいく説明であったとは思っておりますけれども、1 点目のところの答弁で確認なんですけれども、私は、確かにおっしゃるとおり、交野市だったら粗大ごみの破碎の寺作業所でやっていた量と、あと乙部浄化センターのとなりでやっていたリサイクルのところの業務もこちらでやることになっております。結果として 1 億 7,000 万かかっているという説明は一定納得がいきますが、ただそれでも 1 億 7,000 万を使ってたった収益が 1,000 数百万程度しか得られないというのは、見方によってはどうなのかという質問ですので、それに基づく答弁を改めてお願いをできたらなというふうに思っております。

2 点目のところで、入札のところではあくまで費用をもうけていて、その後の施設、施設に関わるのところの 1 億 6,000 万の施設のところは、また別物であるという答弁をされましたが、今後の

ところではありますけれども、ただ安く施設を建てるだけではなくて、維持管理についても、どうなのか、結果、高くなるのか、安くなるのか、そこら辺も考慮してやはり入札をすべきだと思いますが、それについてはどのように考えるのかご所見をお伺いをいたします。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 1点目でございます。

リサイクル施設で1億7,000万を出してきているけれども収入がそれほどにいたっていないというお話でございますね、で、ございますけれどもあくまでもリサイクルを進めて行くと収益があるからリサイクルをしていくという考え方ではございませんので、リサイクルをした上でなおかつ収益があるというふうな理解をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今の2点目でございますけれども、いろんな考え方がございます。

今回は、建設の委託費と維持管理が別にさせていただいております。考え方ではそういった建設と運転管理、維持管理ですね、今後の維持費用もみたDBO事業というところも考えております。今現在では施設が建ってしまっておりますので、また次回の大規模改修でありますとか、新たな施設を建てなあかん時には、そういった維持管理も含めたような入札というのも考えていかなあかんかなと思っておりますのでよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） これにて山本議員の議案質疑を終結します。山本議員にいたしましては、発言の冒頭を聞いておりますと、組合の方のやり方が、気に入らないといったように受け取れますので、申し合わせ事項にもありますとおり活動しておりますので、ご理解いただいて、次回からは議案質疑には、発言通告書を提出していただくようお願い申し上げます。

1. 11番議員（岸田敦子君） 議長。すいません。今の発言された点について先日の幹事会で確認したことと異なることを山本議員は指摘をされたので、その辺の確認はこの場か、あるいは議会終了後にも皆さんがいる中でね、はっきりさせていただきたいので。今。

1. 7番議員（大矢克巳君） なにをはっきりしておくか言うたらいいやん。

1. 11番議員（岸田敦子君） 今発言してよろしいですか。じゃあすいません。後でもう1回言いますね。

1. 議長（岡田伴昌君） はい。議案終了後にその点についてもう1度お話させていただきたいと思いますので皆様ご理解をお願いします。

1. 議長（岡田伴昌君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（岡田伴昌君） これをもって質疑を集結いたします。

1. 議長（岡田伴昌君） これより討論に入ります。討論はございませんか。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（岡田伴昌君） 11番岸田敦子議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。四條畷市選出の日本共産党の岸田敦子です。2021年度の四條畷市交野市清掃施設組合会計決算について反対の立場で討論します。

今回の決算には、費用として盛り込まれてはいないものの、今年度は実績報告書にある、ごみ処理施設の管理及び運営のあり方に関し管理運営方式を決定し実施計画案を策定しました。これに関連する費用としては運転監視業務委託料で労働者派遣約1,000万円が計上させています。日本共産党はこれまでも、ごみ行政は市民の環境衛生を確保すべき公共性が高く専門的分野でもあり、民間委託

によって技術的力量が低下し、民間事業者へのチェック機能の低下から逆に委託料の負担増や、安心安全を脅かすことにならないかと指摘をし反対をしてきた経過があります。

今回の質問で DBO 方式の VMF についての質問しましたが、VFM もまだ未確定な状況の中でリスク回避も現段階では、詳細は分からないという回答です。昨年 1 月に高座清掃施設組合の視察に行った際、落札した当初の VMF は 8.8% だったのが、リスク協議をした結果 VFM は 4.2% に下がったことが報告されていました。担当者の説明でもリスク協議によって VFM は変わるとの回答があり社会変動にも左右されるとの答弁があったことから、長期の見通しについてはあまりにも不確定要素が多いといえます。昨年 2 月からの 1 年 8 か月、新型コロナウイルスによって住民への安心安全は、行政が責任を負うべき課題が大きいと改めて実感した年月でした。この教訓から市民への安心安全を担う事業は行政が直接責任を持つことが望ましいと考える立場から管理運営方式の民間委託は認められません。

よってその事業が決定された年度の決算には賛成できないと述べるとともに清滝焼却場の問題については、今後も対応を求めて行くことを述べまして討論といたします。

1. 議長（岡田伴昌君）他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（岡田伴昌君）これをもって討論を終結いたします。お諮りします。認定第 1 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

1. 議長（岡田伴昌君）起立多数であります。よって認定第 1 号令和 2 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計歳入歳出決算認定については、可決されました。

1. 議長（岡田伴昌君）日程第 7、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより、質問者の質問時間は 15 分以内となっております。

1. 議長（岡田伴昌君）ただ今から順次質問を許可します。7 番大矢克巳議員。

1. 7 番議員（大矢克巳君）はい。四條畷市議会大阪維新の会の 大矢克巳でございます。どうぞよろしくお願いたします。私は令和元年 11 月そしてまた令和 2 年 12 月議会で質問させていただいた件について進捗状況をお聞かせいただきたいと思っております。

まず大きく 1 番目、清滝ごみ焼却施設解体工事の進捗状況についてでございます。1 点目は清掃組合、交野市、四條畷市でどんな話合いがあったのか内容をお聞かせください。2 点目、負担軽減策を検討するとのことでしたが、なにか対策はありましたか。

大きく 2 番目、大規模な設備改良工事の費用の積み立てについて、収入の一部を将来発生する大規模な設備改良工事の費用の積立に検討いただき、後世の方々に負担のかからない策を、今から四條畷市交野市清掃組合、組合議会が取り組んでいかなければなりませんという答弁がありました。昨年の答弁が昨年 12 月議会でいただきました。この話合いが行われましたかどうか、行われたのであれば内容をお聞かせください。以上の 2 点よろしくお願いたします。

1. 事務局長（奥田浩樹君）はい。議長。

1. 議長（岡田伴昌君）奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君）清滝ごみ焼却施設解体工事につきまして、お答えを申し上げます。

組合、交野市、四條畷市での話し合いの内容についてでございますが、清滝ごみ焼却施設解体工事

につきましては、跡地利用を含め、組合、交野市及び四條畷市が一体となって、財政負担低減策を見出すために、組合、交野市、四條畷市の三者において、清滝ごみ焼却施設の跡地検討委員会を令和3年2月に設置し、この間6回の検討委員会を開催しております。詳細な検討内容につきましては、報告書ができました時点で、改めて議員の皆様へご報告をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、財政負担低減策につきましてでございますけれども、これも同じく清滝ごみ焼却施設の跡地検討委員会でのどのような交付金、補助金及び起債の制度があつて活用できるのかというところを調査、検討しているところでございます。先ほど同様、報告書ができました時点で、あらためて議員の皆様へご報告をさせていただきたいと考えておりますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

それと、大規模改修、設備の改良工事についてでございます。現在の交付金制度、地方債制度を前提とした試算を行い、両市の財政担当者と協議をしまいましたが、単年度における必要な一般財源の負担が少ないので、基金を積み立てる必要性があるのかどうかということになって再度協議をすることになっておりました。

現在、組合内部におきまして、大規模な設備改良工事だけではなく、新たに突発的な補修工事等が必要となった場合や、現この施設ですね、解体工事についても、協議を行っておりまして、今後、速やかに、両市の財政担当とも協議を進めてまいりたいと考えてございますのでよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 7番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 7番大矢議員。

1. 7番議員（大矢克巳君） はい。コロナ禍の中で令和3年、今年の2月から6回の検討委員会が開催されているという事でしたんですけれども、この検討委員会はどのような話をされたのか、お聞かせいただけます。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 検討会におきまして、跡地利用にかかる全国事例の調査や両市及び組合において跡地利用案などを検討し、関係機関との確認を行いながら進めているところでございます。

1. 7番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 7番大矢議員。

1. 7番議員（大矢克巳君） はい。それでは両方の質問で答えがもう一緒だったので、まとめて再質問させていただくんですけど、先ほどの答弁で話合いの内容では全国事例調査や跡地利用案などを検討し、関係機関との確認を行いながら進めているとのことでした。

また、財政負担削減についてもね、どのような交付金、補助金及び起債が活用できるのか、調査し検討していると報告書ができた時点で、議員に報告するという答弁がありましたが、この報告書いつ出来上がるのか、またいつ議員に報告していただけるのか具体的に教えていただけますか。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。清滝ごみ焼却施設解体工事につきまして、跡地利用を含めた財政低

減策につきましては、令和3年11月末には検討を終えて、報告書が出来るように、進めておるところでございます。それが出来上がりましたら、また12月には報告書について議員の皆さまへご報告させていただきたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 7番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議 長（岡田伴昌君） 7番大矢議員。

1. 7番議員（大矢克巳君） はい。今まで6回もね、検討委員会を開催しているんであればね。やはり途中経過ぐらいはね、議会側にも報告、説明すべきではないのかなと私は思います。で、新炉の建設の際にね、議会終了ごとにごうこうのことがありました。ああいうことがありました、ごうこうのことを今やっていますという現状報告をしていただいたのも関わらずね、やはり旧炉に関しては、一部解体の報告はあったんですけどもね、やはり全体の報告がないというのはおかしいじゃないかと私は思いますので、その辺今後とも気をつけていただきたいと思います。

で、やはり12月に報告書が提出された際にね、一番怖いのは、やはり話合った結果なにも結論が出ませんでした、なおかつ工事費用の12億がそれ以上の費用になりましたと回答されるのが一番最悪の状態なんですね。だから、私はもう結果ありきのね報告、事後報告的な報告はやめていただきたいと思います。それでしたらね、どうしたらいいかという部分であれば、11月の末に報告書を全部出せるのであればね、この11月上旬にね、この報告書の案を作成していただいて11月に臨時議会でも、例えば説明会でも結構ですので、開催をしていただいて12月の議会までね、ごうこうのことを話し合いできるような、何回でもいいから話し合いできるようになればいいと思うんですけど、ごうこうのことがやはり12億もかけて、今、予定では12億もかけてやる事業でございますので、やはりなにも相談なしに、ただ出てきたからこれですねんというのではないと思うんですけども、私のこの提案に対して管理者どう思いますでしょうか。管理者にお聞きします。

1. 管 理 者（東 修平君） はい。議長。

1. 議 長（岡田伴昌君） 東管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） はい。お答え申し上げます。

この跡地検討におきましては、議員お示しのとおり、現在慎重に進めているところでございます。申し上げますのも、組合、交野市、四條畷市これら3公共団体については、3つそれぞれ異なる考えを有しておる側面もございますから、まずは、これら3公共団体の意思をしっかりと統一していくこと、これが重要かと存じます。その上で、当該土地につきましては、自然公園法でございましたり、都市計画の関係、あるいは起債につきましても、大阪府がどのような見解を示すか、これらについてもそれぞれ大阪府、すなわちさらに異なる公共団体の考え、部門もそれぞれ違う、課がそれぞれ違う、課の見解というのを全てすり合わせた上で、我々としては総合的にもっとも良い案を出すということに専念しておるという状況でございます。それらが確定していないまま、可能性に過ぎない段階でできもしないことをご報告申し上げるということになるのは、誠実さを欠くというような観点から確実な進め方というものをごうこうとしっかりと検討した上で報告させて頂くことが誠実な進め方というふうに認識しております。以上でございます。

1. 7番議員（大矢克巳君） 議長。

1. 議 長（岡田伴昌君） 7番大矢議員。

1. 7番議員（大矢克巳君） 今の答弁でしたらね、2年前ぐらいであつたら、この答弁でも通用すると

かなと思うんですけどね、もう来月最終の報告書をまとめて出すというてるときにね、どここの全部集めてやるというのは、僕はちょっとおかしいんじゃないかなと、これがあと2年先の話やったら、今の答弁でも、ああそうですか、じゃあ、がんばってやってくださいという部分になると思うんですけども、もう来月最終まとめて出すというてるにも関わらず、今の答弁はちょっと僕は納得できないと思います。とにかく今、作成されている報告書がね、一番の最悪の状態にならないことをお祈りしておきますので、よろしくをお願いします。決して12億が13億、14億にならないような報告書をよろしく願います。

次に、大規模工事の件なんですけれども、やはり質問の意図を理解していただいているのかどうか、ちょっと疑問に思います。現在、旧炉の解体工事をどうしようこうしようと四苦八苦している姿を我々は目の当たりにしている状況でございます。将来ね、このような事態にならないようにするために、この積立を提案させていただいているんです。だから、現在の交付金制度とか、地方債制度なんかをね、数十年先、十数年先、どのような形になっているか分からない状況になっているので、それに備えての準備金を考えるのは、私としては当たり前のことだと思うんですよ。

現在の新炉は、旧炉と違ってたくさんの収入があるんですから、やはり各工事、両市の市民の皆様からいただいている税金を使って、使わせていただくんであるんですから、少しでも負担削減を出来る様な施策を考えていかなければならないんで、この辺についても、やはり組合そして両市、そしてまた議会の方で、これからの話合いとしてやはりやっていきたいなと思っております。

だから進捗状況に、交付金とかね、地方債制度をあてにしたね、固定観念は払しょくしていただいでね、やはり将来を見据えていただいで、資金をどう確保していくかを協議していただき、次回の新炉の大規模改修の際には、同じ轍を踏まないことを、要望をしておきます。進捗状況はやはり逐次、議会にも報告していただくことを要望しておきます。まあ、報告がないようであれば、どこかの時点でまた、進捗状況をお伺いすると思います。本当に12億かけてやる事業というのは、今予定では12億ということになっているんですけどもね。やはりこれが延ばしに延ばして、私の頭の中では出来へんのちゃうかなと思ってはいますが、延ばしに延ばして、14億、15億になったという事が最悪な状況になりますのでね。やはりその辺は、私は出来へんものは出来へんとはっきり早く言うたらいいと思うし、できるんやったらできるで、やはり進捗状況を、我々議会に述べていただくこと思っております。で、このまま延びへんのやったらこの議会あってもなくても一緒の状況なんでね。やはり、その辺は共有していただいで、やはり我々の意見も共有しながら、前に進めていっていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。以上です。

1. 議長（岡田伴昌君） これにて大矢克巳議員の一般質問を終結いたします。続いての質問者、3番山本景議員。

1. 3番議員（山本 景君） はい。私からは1点、通告のとおり、本施設の水道の供給に関しまして、質問をいたします。再質もありますその点をご容赦、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。9月26日に交野市においては早朝から高区配水地域。高いと書いて、こうくって読むんですが、高区配水区域、約1万世帯にて大規模な断水が発生をいたしました。で、当該地域ここについても高区配水地域からポンプにて圧送をして自然流下にて配水をしている地域でございますが、この施設にも極めて水道というのは重要なものであるというふうに理解をしております。まず本施設についてなぜ水道の敷設が必要なのか、その点からお伺いをいたします。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。
1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。水道の供給に関するご質問ということでございます。今の水道施設が必要なのかということでございますけれども、ごみ処理施設におきまして、ごみを焼却する過程において、燃焼ガス温度の冷却や廃ボイラーに水が必要となりますし、施設の生活用水等としても水が必要であると考えてございます。
1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。
1. 3番議員（山本 景君） 今の答弁確認でもう一度聞きたいんですけど、燃焼ガス温度冷却、あと廃熱ボイラーのこの2つのところで、もし水がないとどうなるんですか。
1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。燃焼ガス温度、焼却には今1,000℃ぐらいで焼却炉、燃やしております、それが排ガスで煙突の外へ出ていくという事になりますので、その温度、ダイオキシンの対策も含めまして、その温度を急激に下げるところで、その冷却とかに使っている、それも含めた廃熱ボイラーによって熱を取らないとそのままの温度を排出するというにはなりませんので、こういう冷却の設備が必要ということでございます。
1. 議長（岡田伴昌君） 3番 山本議員。
1. 3番議員（山本 景君） 要は極めて重要なものであるということは改めて確認は出来たできたわけですが、次の質問に移りまして、この地域、この大字私市地域にあたる地域ではございますけれども、この時点で今建設される前においては、交野市の給水エリア、地域になっているかの確認で質問をいたします。
1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。
1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） 本施設の建設前につきましては、給水区域外でございましたが、新ごみ処理施設整備事業に合わせて、給水区域に指定されたと水道局の方から聞きおよんでございます。以上でございます。
1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。
1. 3番議員（山本 景君） はい。交野においても配水区域は大きく分けて3つございます。
低区といわれるところ、それほど高度が高くない地域と、若干100メートル程度のところまでが高区。一方で、妙見東とか、南星台とか特段、特に標高の高い地域については、特高区という形にて配水を行っておりますが、この地域、元々、水がとおっておりませんでしたので、高区のところから別に専用栓とみたいなものを引くのではなくて、高区の中の一部をポンプ圧送にて、新しい配水地を作って、これサイフォンの原理にて自然流下にて、この施設に水が通っている状況で合わせて、この周辺の民家にも、給水がなされるようになったと聞いておりますけれども、それでは質問に移りますが、本施設建設にあたりこの費用いくら負担したのかをお伺いをいたします。
1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。
1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。交野市の水道局におきまして、本施設への配水等設備工事っていうのを行っていただいております。組合は負担金といたしまして、約2億7,400万円をご負担させて

いただいております。

1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。

1. 3番議員（山本 景君） この施設の建設費に100億ぐらいかかっており、その他もろもろ全部足したら140億とか、それぐらいと言うふうには以前に聞いておりますが、その中からしたら少ない金額なのかもしれませんけれども、単純にこれ2億、3億っていったら一般論としては大きい金額なのかなというふうに理解をしておりますが、若干気になっているのは、交野でも特高区といわれるところについての専用の配水管を一旦設置をしてポンプでさらに上げるといった作業をしておりますけれども、こちらのエリアについてはなぜか高区の配水管の一部にポンプを設置をするという専用の配水管が敷設化されていない訳なんですけれども、なぜ、そのような形態の水道の敷設になったのかお伺いをいたします。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。交野市の水道局において配水の設備の工事を行っていただいておりますので、その理由につきましては、組合ではわかりかねます。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。

1. 3番議員（山本 景君） 事前の答弁調整で、だったら水道局に聞いたかどうかという話もきたんですけど、答弁変えないということだった、答弁変えないということなので、何度も聞いても同じことなので答弁をくり返しませんけれども、2億から3億の費用を、負担をしておきながら、その理由のところをちゃんと確認しないというのは、どうなのかなと苦言を呈せざるを得ません。で、本施設が断水した場合、どういった対応をとるのか、これは次の質問に移りますが、お伺いをいたします。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。本施設が断水した場合には、交野市の水道局との情報のやり取りをすることとなっております。なお、断水の程度にもよりますが、施設の運転への影響が生じる場合もございます。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。

1. 3番議員（山本 景君） ここまで実際のこの施設の水道にかかる、前提条件等の確認で、複数質問をいたしますが、ここから具体の話に移りますけれども、9月26日に断水が交野でおきた際、これは朝の5時半ごろ、午前5時半ごろに、高区配水区域にかかる一部の300mmの管が水圧低下によりまして、その当該配水区域全体が、断水をするという事案がございましたが、その際、交野市水道局からいつどのような連絡が、こちらの施設にはあったのかお伺いをいたします。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。交野市の水道局から9月26日午前8時45分頃に水道配管の破損があり、断水する可能性があるという第一報のご連絡がございました。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。

1. 3番議員（山本 景君） 交野で実際断水、漏水があってその後断水っていうのが、5時台とか6時

台とかそれぐらいの話でございます。実際、私の携帯が、一般市民の方から断水に関して鳴ったのが6時を過ぎたぐらいでした。ただなぜかこの施設に連絡があったのが8時45分。これかなり後になって水道局の方から当施設に連絡があったというのは危機管理として果たしてどうなのかと思わざるを得ません。合わせて伺いたいですけれども、本施設では断水はしたのかどうかをお伺いをいたします。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。本組合におきましては9月26日は断水してございません。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。

1. 3番議員（山本 景君） この地域については磐船配水区域といたしまして、高区配水地域から一旦ポンプにて別の配水調整池、配水池に溜めてそれから自然流下で流しておりますので、その配水地が空にならない限りは、断水はしないというしくみになってるので、今回については断水はしなかったものと思慮がされますが、そしてまた次の質問に移りますけれども、本施設がその後、高区配水区域を中心に当日一日いっぱいはずね、かなり濁った水、空の水道管に、その水道を流す、水を流すですずね、その際に鉄分であったり、空気を取り込まれることによって濁って、白であったり茶色であったり、濁った水が流れる現象が発生いたしますが、この施設にそういった濁り水が流れたかどうかをお伺いをいたします。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。本組合におきましては、濁り水が出るというような影響はございませんでした。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） 3番山本議員。

1. 3番議員（山本 景君） 高区配水地域の水についてはここから水を引っ張ってきている配水池には濁った水等流れたものと思慮されておりますが、そちらについては水道局にて一旦流してその上で各地域に配水しておりますので、おそらくこの磐船配水地域については濁った水については、配水されなかったと思っております。今回幸いにも本施設については、影響はなかったということは良かった。不幸中の幸いであったというふうに考えておりますが、ただ一方で、水道局からの連絡については遅かったと言わざるを得ません。ただこういったことは、今後起こりうる可能性は十分にございます。というのも、交野市においては今回の原因となった配水管 300mm の管が折れておりました。折れたということが起因をしておりますけれども、本来であったら铸铁管については、交野市水道ビジョンにおいては、50年で敷設替えをすることになっておりますけれども、56年間使用をして、結果として漏水をして断水をするにいたっております。計画的な管の布設替えがなされていないから、このようなことになっているといわざるを得ませんが、こうしたことが起きないように、交野市に対して計画的に水道管の更新をするよう申し入れ等すべきと考えますがいかがでしょうか。

1. 議長（岡田伴昌君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。本組合といたしましてはやはりこの施設の運営ということになります。交野市の水道局の方へは、持続的かつ安定した水道供給のお願いをしてまいりたいとこのように考えてございます。以上でございます。

1. 議長（岡田伴昌君） これにて山本景議員の一般質問を終結します。これにて本会議に付託され

ました案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（東 修平君） はい。第2回定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本組合議会におきましては、新しく議長に岡田伴昌議員さんのご就任をいただいたところでございます。また、令和2年度本組合会計決算につきまして慎重なるご審議を賜りご認定をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、本組合におきましては引き続き本施設周辺の環境保全、良好な施設運営の推進に努めてまいりますと共に清滝ごみ焼却施設煙突等解体工事におきましては安全かつ適正に工事を進めて参りたいと考えております。議員の皆様には本施設の良好な施設運営の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

1. 議 長（岡田伴昌君） 以上をもちまして、令和3年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第2回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜り、誠にありがとうございました。

（時に 15 時 38 分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和3年10月21日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

岡田 伴 昌

四條畷市交野市清掃施設組合副議長

小 原 達 朗

四條畷市交野市清掃施設組合議員

森 本 勉

四條畷市交野市清掃施設組合議員

島 弘 一